

はじめに

地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価は設立団体の長が行い、また、京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例（以下「条例」という。）により、実績等に関する評価について地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が意見を述べ、又は調査し審議することとなっている。

今年度は、法第 28 条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構の令和 6 年度における業務実績評価を実施した。

評価委員会については、条例第 2 条に基づき、市長の諮問に応じ、上記事項について調査し、及び審議した。

なお、評価に際しては、京都市が定めた地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価基本方針に基づき、法人の業務運営を一層の改善と公共性、透明性の確保に資するよう評価を行うこととしている。

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会 委員名簿（令和 7 年 8 月 8 日現在）

新納 麻衣子	公認会計士
○武田 隆久	京都私立病院協会会長
豊田 久美子	京都府看護協会会長
濱島 高志	京都府医師会監事
◎山谷 清志	同志社大学名誉教授

◎は委員長、○は委員長代理

（五十音順・敬称略）

年度業務実績評価基準

大項目 評価基準	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある
-------------	-------------------	-----------------	---------------------	------------	--------------------

小項目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない
-------------	------------	-------------	----------------

第1 全体評価

1 評価結果（総括）

大項目の「第2 市民に対して提供するサービスに関する事項」については、「おおむね計画どおり進んでいる」と評価、「第3 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項」、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」及び「第6 その他業務運営に関する重要事項」においては、「評価4 計画どおり進んでいる」と評価した。

一方で、法人全体の純損益が2年連続の赤字となったことから、「第5 財務内容の改善に関する事項」は「評価2 遅れている」と評価せざるを得ない。

令和7年度については、持続可能な経営基盤を確立するため、これまで実施してきた収支改善により一層取り組むことに加え、京都市と連携し、抜本的な経営改善を進めていただきたい。

上記を踏まえ、令和6年度の業務実績に関する全体評価（総括）は、中期計画の達成に向け、全体として「計画どおり進んでいる。」とする。

2 大項目評価の結果

大 項 目	評 価	
第2 市民に対して提供するサービスに関する事項	3	おおむね計画どおり進んでいる
第3 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	4	計画どおり進んでいる
第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	4	計画どおり進んでいる
第5 財務内容の改善に関する事項	2	遅れている
第6 その他業務運営に関する重要事項	4	計画どおり進んでいる

（参考）

大 項 目 評価基準	5 特筆すべき進捗状況にある	4 計画どおり進んでいる	3 おおむね計画どおり進んでいる	2 遅れている	1 重大な改善すべき事項がある
---------------	-------------------	-----------------	---------------------	------------	--------------------

3 講評

(1) 総評

地方独立行政法人京都市立病院機構は、第4期中期計画の2年目に当たる令和6年度は、新興感染症に常に即応できる体制の維持、救急患者の迅速な受入と適切な診療の実施等、地域の政策医療を担う自治体病院としての役割を果たしつつ、病床稼働率の改善と効率的運用に取り組んだ1年となった。

京都市立病院（以下「市立病院」という。）においては、感染症医療をはじめとする政策医療の担い手としての役割を、京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）においては、地域包括ケアの拠点施設として地域医療に貢献することで、両病院とも法人理念の達成と自治体病院としての役割を担った。

収益面では、市立病院の医業収益が令和5年度から1億円増の182億円となったものの、一方で、新型コロナ対応に係る補助金の終了等により、経常収益は令和5年度から5億円減の198億円となった。また、京北病院では、入院収益や介護保険事業収益が増加したものの、運営費負担金の新型コロナ臨時措置の終了等により、経常収益が令和5年度から0.6億円減の7.8億円となった。

一方、支出面では、時間外手当の縮減等による給費比の減、材料費抑制に向けた取組を進めたものの、物価高騰等による委託料の増加等より、市立病院の経常支出は令和5年度から2億円増の211億円となった。一方、京北病院では材料費は増加したものの、給与費や減価償却費の減により、令和5年度から0.2億円減の9.3億円となった。

それに伴い、市立病院の純損益は△13億円と2年連続の赤字となり、京北病院の純損益においても△1.5億円と、3年連続の赤字となった。

法人全体の純損益は△14.5億円と2年連続の赤字となり、非常に厳しい経営状況となっている。持続可能な経営基盤を確立するため、これまで実施してきた収支改善をより一層取り組むことに加え、本市と連携し、抜本的な経営改善を進めていただきたい。

(2) 病院ごとの講評

ア 京都市立病院

第二種感染症指定医療機関として、地域の医療機関と連携し、感染症患者について積極的に受け入れたこと、地域がん診療連携拠点病院として安全で質の高いがん医療を提供したこと、また、公益財団法人日本医療機能評価機構の「病院機能評価」において、6項目がS評価と判定されたことは評価する。

一方で、救急医療分野では、京都市急病診療所の小児科第二次護送病院として、積極的に対応したことは評価できるものの、救急車搬送受入患者数が目標数値より大きく下回った。引き続き受入れ体制の強化を進めていただきたい。

令和6年度は純損益△13億円と2年連続の赤字となったことから、安定した病院運営が行えるよう、これまで実施してきた経営改善に加え、経営改善に取り組むだけでなく、抜本的な経営改善策の検討を進めていただきたい。

イ 京北病院

京北地域の唯一の病院であり、地域包括ケア拠点施設として、関係機関とのネットワークの構築を図り、地域包括ケア病床の運用や訪問診療・看護の実施、24時間体制での往診対応や急変時の入院受入等の地域に根差した医療・介護を提供したことを評価する。なお、訪問診療、訪問看護等の件数が前年度及び目標値を下回った。引き続き、地域に根差した医療・介護を提供に取り組んでいただきたい。

また、京北地域において持続可能な医療・介護の提供を行うため、引き続き、京北病院が果たす機能の在り方の検討を、京都市とともに進めていただきたい。

第2 大項目評価

1 「第2 市民に対して提供するサービスに関する事項」について

(1) 評価結果

評価3 おおむね計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき 進捗状況に ある	4 計画どおり 進んでいる	3 おおむね計 画どおり進 んでいる	2 遅れている	1 重大な改善 すべき事項 がある
------	---------------------------	---------------------	-----------------------------	------------	----------------------------

(判断理由)

下記(2)に示すとおり、「評価A 十分に達成」、又は「評価B おおむね達成」の小項目の割合がおおむね9割以上であるため

(2) 小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
A	10 個	83.4 %
B	1 個	8.3 %
C	1 個	8.3 %
合計	12 個	—

(小項目評価結果明細)

小 項 目		評価結果
1 市立病院が提供するサービス		
(1)	感染症医療	A
(2)	大規模災害・事故対策	A
(3)	救急医療	B
(4)	周産期医療	A
(5)	高度専門医療	A
(6)	健康長寿のまちづくりへの貢献	A
(7)	小児医療	A
2 京北病院が提供するサービス		
(1)	市立病院と京北病院の一体運営	A
(2)	地域包括ケアの推進	C
(3)	救急医療	A
(4)	感染症対策の強化	A
(5)	京北病院が果たす機能の在り方の検討	A

小項目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない
-------------	------------	-------------	----------------

※ 大項目評価は、地方独立行政法人京都市立病院機構年度業務実績評価実施要領の規定に基づき、次の基準で評価を行っている。

評価５：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

（市長が特に認める場合）

評価４：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

（すべての小項目がＡ又はＢ）

評価３：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割以上）

評価２：中期計画の実現のためには遅れている。

（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割未満）

評価１：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

（市長が特に認める場合）

なお、上記小項目の割合は、評価の際の目安であり、Ａ、Ｂ、Ｃの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

2 「第3 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項」について

(1) 評価結果

評価4 計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき 進捗状況に ある	4 計画どおり 進んでいる	3 おおむね計 画どおり進 んでいる	2 遅れている	1 重大な改善 すべき事項 がある
------	---------------------------	---------------------	-----------------------------	------------	----------------------------

(判断理由)

下記(2)に示すとおり、全ての小項目が「評価A 十分に達成」、又は「評価B おおむね達成」されているため

(2) 小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
A	7 個	87.5 %
B	1 個	12.5 %
C	0 個	0.0 %
合計	8 個	—

(小項目評価結果明細)

小 項 目	評価結果
1 チーム医療、多職種連携の推進	A
2 安全・安心な医療の提供に関する事項	
(1) 医療安全管理体制の強化	A
(2) 事故の発生及び再発防止	A
(3) 臨床倫理への取組	A
3 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項	
(1) 医療の質の向上に関すること	A
(2) 患者サービスの向上に関すること	A
4 適切な患者負担の設定	A
5 安全・安心で質の高い医療を提供するための施設整備の実施	B

小 項 目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至って いない
---------------	------------	-------------	--------------------

3 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について

(1) 評価結果

評価4 計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき 進捗状況に ある	4 計画どおり 進んでいる	3 おおむね計 画どおり進 んでいる	2 遅れている	1 重大な改善 すべき事項 がある
------	---------------------------	---------------------	-----------------------------	------------	----------------------------

(判断理由)

下記(2)に示すとおり、全ての小項目が「評価A 十分に達成」、又は「評価B おおむね達成」されているため

(2) 小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
A	10 個	76.9 %
B	3 個	23.1 %
C	0 個	0.0 %
合計	13 個	—

(小項目評価結果明細)

小 項 目		評価結果
1	迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実	
	(1) 迅速かつ的確な組織運営	A
	(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	A
2	優秀な人材の確保・育成に関する事項	
	(1) 医療専門職の確保	A
	(2) 人材育成・人事評価	A
	(3) 職員満足度の向上	B
	(4) 働き方改革への対応	A
3	給与制度の構築	A
4	コンプライアンスの確保	A
5	個人情報の保護	B
6	戦略的な広報と分かりやすい情報の提供	
	(1) 戦略的な広報活動の展開	A
	(2) 医療の質や経営に関する指標の活用及び情報発信の推進	A
7	外国人対応の充実	A
8	2025年を見据えた病床機能の再構築への対応	B

小 項 目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至って いない
---------------	------------	-------------	--------------------

4 「第5 財務内容の改善に関する事項」について

(1) 評価結果

評価2 遅れている

評価結果	5 特筆すべき 進捗状況に ある	4 計画どおり 進んでいる	3 おおむね計 画どおり進 んでいる	2 遅れている	1 重大な改善 すべき事項 がある
------	---------------------------	---------------------	-----------------------------	------------	----------------------------

(判断理由)

下記(2)に示すとおり、A又はBの小項目の割合が9割未満であるため

(2) 小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
A	1 個	25.0 %
B	2 個	50.0 %
C	1 個	25.0 %
合計	4 個	—

(小項目評価結果明細)

小 項 目		評価結果
1	経営機能の強化	B
2	収益的収支の向上	
	(1) 医業収益の向上と費用の効率化	C
	(2) 運営費負担金及び運営費交付金	A
3	経営改善の実施	B

小 項 目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至って いない
---------------	------------	-------------	--------------------

5 「第6 その他業務運営に関する重要事項」について

(1) 評価結果

評価4 計画どおり進んでいる

評価結果	5 特筆すべき 進捗状況に ある	4 計画どおり 進んでいる	3 おおむね計 画どおり進 んでいる	2 遅れている	1 重大な改善 すべき事項 がある
------	---------------------------	---------------------	-----------------------------	------------	----------------------------

(判断理由)

下記(2)に示すとおり、全ての小項目が「評価A 十分に達成」、又は「評価B おおむね達成」されているため

(2) 小項目評価の結果

評価項目	個数	構成割合
A	3 個	42.9 %
B	4 個	57.1 %
C	0 個	0.0 %
合計	7 個	—

(小項目評価結果明細)

小 項 目		評価結果
1	市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用	
	(1) 法人とSPCのパートナーシップの推進	B
	(2) PFI事業における点検・モニタリング、改善行動の実践	B
	(3) PFI事業期間満了を見据えた次期運営手法の検討	B
2	関係機関との連携	
	(1) 医療・保健・福祉の分野における関係機関との連携	A
	(2) 京都市、京都府及び大学病院その他の医療機関との連携	A
	(3) 医療専門職及び実習指導者の計画的な育成への積極的な協力	A
3	地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献	B

小 項 目 評価基準	A 十分に達成	B おおむね達成	C 達成に至っていない
---------------	------------	-------------	----------------